

正本堂裁判・学会側全面敗訴!!

No	提訴年月	提訴裁判所	判決裁判所	判決日	勝敗
1	平成12.1.17	静岡地裁富士支部	静岡地裁	平成15.12.19	○
2	平成12.1.25	静岡地裁沼津支部	静岡地裁	平成15.12.19	○
3	平成12.1.26	東京地裁八王子支部	静岡地裁	平成15.12.19	○
4	平成12.2.3	横浜地裁	静岡地裁	平成15.12.19	○
5	平成12.2.3	名古屋地裁豊橋支部	静岡地裁	平成15.12.19	○
6	平成12.2.4	奈良地裁	奈良地裁	平成15.1.29	○
			大阪高裁	平成15.11.12	○
			最高裁		○
7	平成12.2.8	福岡地裁田川支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
8	平成12.2.10	札幌地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
9	平成12.2.10	和歌山地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
10	平成12.2.16	津地裁四日市支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
11	平成12.2.17	横浜地裁小田原支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
12	平成12.2.17	熊本地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
13	平成12.2.18	山口地裁徳山支部	山口地裁	平成15.3.13	○
			広島高裁	平成15.10.16	○
			最高裁		○
14	平成12.2.22	大阪地裁堺支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
15	平成12.2.23	旭川地裁	旭川地裁	平成14.4.23	○
			札幌高裁	平成15.4.17	○
			最高裁第一小法廷	平成15.10.9	○
16	平成12.2.24	仙台地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
17	平成12.2.24	神戸地裁姫路支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
18	平成12.2.28	神戸地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
19	平成12.2.29	福井地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
20	平成12.3.2	福島地裁いわき支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
21	平成12.3.6	広島地裁福山支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
22	平成12.3.8	神戸地裁尼崎支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
23	平成12.3.9	高松地裁	高松地裁	平成15.12.25	○
			高松高裁		○
24	平成12.3.10	福岡地裁小倉支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
25	平成12.3.15	大阪地裁	大阪地裁	平成15.10.3	○
26	平成12.3.16	千葉地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
27	平成12.3.17	さいたま地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
28	平成12.3.17	東京地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
29	平成12.3.21	青森地裁十和田支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
30	平成12.3.22	富山地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
31	平成12.3.29	山形地裁	山形地裁	平成16.1.30	○
32	平成12.3.30	秋田地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
33	平成12.3.31	横浜地裁	横浜地裁	平成14.1.29	○
			東京高裁	平成14.7.10	○
			最高裁第二小法廷	平成14.11.22	○
34	平成12.4.5	京都地裁	京都地裁	平成15.11.28	○
35	平成12.4.14	さいたま地裁越谷支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
36	平成12.4.14	大阪地裁筒井支部	大阪地裁	平成15.7.24	○
			大阪高裁	平成15.12.26	○
37	平成12.4.21	山口地裁徳山支部	山口地裁	平成15.3.13	○
			広島高裁	平成15.10.1	○
38	平成12.4.24	横浜地裁横須賀支部	横浜地裁横須賀支部	平成14.9.24	○
			東京高裁	平成15.3.12	○
			最高裁第二小法廷	平成15.9.26	○
39	平成12.4.28	さいたま地裁川越支部	さいたま地裁川越支部	平成15.2.13	○
			東京高裁	平成15.11.12	○

正本堂裁判 39件 宗門完全勝利!!

●「学会員らが、無償の精神で正本堂建設の供養をし、その御供養によって功德を得た」と認識している」

●「(大石寺側が御供養返還等の)何ら法的な負担の存在を認めることはできない」(大石寺が御供養を返還する理由は全く無い)

●「大石寺が、所有する正本堂を取り壊したことに付いて違法性はない」

●「学会員らの請求をことごとく棄却した」

『仏法僧の三宝への報恩感謝の念を持ち、真心の御供養

をしていくことにより、さらなる功德善根を積むことができるとして「正しい指導」に則って、真心からの正本堂御供養をした者は、皆、応分の功德善根を積むことができたのである。

その御供養を、あたかも契約行為の対価か何かとして納めたように主張すること自体、本義を違えた大きな間違いであり、その上、仏様へ差し上げた御供養を返せと訴えるなど、完全な信仰の退転であることは言うまでもない。



正本堂解体・撤去の跡地には壮麗な『奉安堂』が建立され、日蓮大聖人様の出世の本懐である根本・究極の『本門戒壇の大御本尊様』が厳護・奉安されており、日本のみならず、世界中から参詣した正信の信徒達は、御法主日蓮上人の御慈悲により、『御開扉』を賜り、無始以来の罪障消滅を果たすことができる。

『シートル事件』和解内容

- 30年前の『シートル事件』なるものがあつた、などという証明は、ほとんど不可能である。
 - 学会は「シートル事件があつた」等という報道はしてはならない。日蓮正宗側は「『シートル事件』など元より存在していなかった」と否定してよい。
 - この和解により東京地裁での一審判決は無効となる。
- (※したがって学会側が「シートル事件は事実だった」などと言えば、この和解内容に対する重大な違反となり名誉毀損を形成することになる。法的措置を取る際の資料とするためにも違反当事者の氏名・住所・発言内容を記録させて頂く。)

【和解内容】(東京高裁)(抜粋と解説)

◆【本文】「第1 当裁判所は、次の理由により、控訴人ら(日蓮正宗側)が本件各訴えを取り下げ、被控訴人ら(創価学会側)がいずれもこれに同意して、本件訴訟を終了させることを強く勧告する。」

▼【解説】⇒今回の『和解』は東京高裁からの「強い勧告」であり、日蓮正宗側が一方向的に控訴を取り下げたのではない。

◆【本文】「1 控訴人らは本件各訴えを取り下げ、被控訴人らはいずれもこれに同意する。」

▼【解説】⇒学会側もこの和解内容に当然ながら同意している。

◆【本文】「第2、2 控訴人ら及び被控訴人らは、相互に、今後、上記第1、2記載の争点にかかる事実の摘示、意見ないし論評の表明をしない。」

▼【解説】⇒シートル事件について『事実だった!』とか言うてはならない。

◆【本文】「追記 和解条項第2、2は、相互に名誉毀損にあたる行為をしないことを確約する趣旨のものであり、同第1、2記載の争点にかかる事実の存在を単純に否認することはこれに抵触しない。」

▼【解説】⇒日蓮正宗側では『シートル事件なんてまるで存在しなかった』と「単純に否定」してよい。

民事訴訟法 第262条

「1 訴訟は、訴えの取下げがあつた部分については、初めから係属していなかったものとみなす。」

▼【解説】⇒東京地裁での係争もその判決も当初から無かつたこととなる。

桜花爛漫!!



満開の桜に包まれる春の総本山。後方に『奉安堂』の屋根が見える。

が「と」いうように、境内地は四季折々の美しい色に包まれて、清々しさをかもしだしている。また、広

布坊「客殿」そして日蓮大聖人様の御本懐であらせられる本門戒壇の大御本尊様御安置の『奉安堂』等が荘厳な和風建築様式で建立されている。

最近、日蓮正宗に戻ってきた学会員の多くが、「今の総本山の方が、以前よりも立派で美しくなった!」と語っている。

大御本尊に対する信心を失っていない学会員の皆さん!この現実気付いて、一日も早く正しい信仰に戻っていただきたい!

創価学会員が、かつては「魂のふるさと」とまで言っていた慕(した)っていた総本山から離れて、はや十年以上の月日が流れた。

平成三年に日蓮正宗に反逆した創価学会は、会員の心を総本山から引き離すために、

●「総本山は荒れ放題で、ペン草がはえている」

●「お山の桜の木を全部伐採した」

しかしこの写真をよくご覧頂きたい。総本山は、今も春になれば見事な桜に包まれている。

地元では桜の名所として親しまれ、近隣から大勢の人が花見に訪れている。

そして、五月になれば若葉とツツジが、秋になれば紅葉



塔ノ原からの眺め。右遠方に『広布坊』が。

清涼な総本山

